

犯罪被害者等支援について

鶴田町犯罪被害者等支援条例 を制定しました。

犯罪の被害に遭われた方は、生命や身体への直接的な被害に、また、周囲からの配慮に欠ける言動などによる二次被害に苦しめられます。誰もが犯罪被害者等になる可能性があるなかで、鶴田町ではその被害者やその家族を支援するとともに、安心して暮らすことができる社会を目指すことを目的としています。(令和7年4月1日)

※犯罪被害者等:犯罪等により害を被った方及びその家族や遺族

基本理念

- 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重される。
- 犯罪被害者等が受けた被害の状況や原因、置かれている状況やその他の事情に応じて、適切に支援が行われるとともに、二次被害が生じることのないよう十分に配慮される。
- 犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供される。
- 町及び関係機関による相互の連携及び協力の下で支援が行われる。

支援内容

<< 総合的窓口対応 >>

犯罪被害者等からの相談に応じ、支援に関する情報を提供するとともに、犯罪被害者等のそれぞれの状況に配慮し、必要な支援を適切に受けることができるよう、町の関係部署や関係機関と調整・対応を行います。

※ 関係機関・支援団体等は2頁をご覧ください。

鶴田町住民環境課

環境対策係 電話 0173-22-2111(内線 151・152)

<< 経済的支援 >>

犯罪行為によって死亡したり大きな怪我を負ったりした場合など、見舞金や助成金による支援を行います。

遺族見舞金

- ・重傷病見舞金を支給していない場合 30万円
- ・重傷病見舞金を支給している場合 20万円

重傷病見舞金

- ・1ヶ月以上の負傷又は疾病 10万円
- ※交通事故は除く。

転居費助成金

- ・運送費、敷金、礼金、仲介手数料、保証料等
上限 20万円／1回まで

心理相談料助成金

- ・心理相談料
上限 1万円／2回まで

※ 条件等詳しい内容は3頁をご覧ください。

※ いずれも令和7年4月1日以降に発生した犯罪の被害者等が対象です。

まずは、ご相談ください。

●関係機関・支援団体等

総合的な相談機関

公益社団法人あおもり被害者支援センター

電話 017-721-0783

時間 平日 9時～17時（土日、休日、年末年始除く）

相談内容

- ・相談員による電話、面談
- ・弁護士による法律相談
- ・臨床心理士によるカウンセリング
- ・付き添い支援 etc

性犯罪被害への相談機関

あおもり性犯罪被害者支援センター

（りんごの花ホットライン）

電話 017-777-8349 または #8891

時間 平日 9時～17時（土日、休日、年末年始除く）

※上記以外は、国のコールセンターにつながります。

相談内容

- ・相談員による電話、面談
- ・弁護士による法律相談
- ・産婦人科等の紹介
- ・付き添い支援 etc

青森県警察本部

総合的な相談窓口

青森県警察本部警察安全相談室

電話 017-735-9110 または #9110

五所川原警察署

電話 0173-35-2141

時間 24時間対応

相談内容

- ・DV、ストーカー、特殊詐欺、犯罪等による被害の未然防止に関する相談
- ・県民の安全と平穏に関する相談

性犯罪被害への相談窓口

青森県警察本部捜査第一課

性犯罪被害 110番

電話 0120-89-7834 または #8103

時間 24時間対応

(夜間、土日祝日は対応警察官の性別を選べない場合があります。)

相談内容

- ・性犯罪の被害などに関する相談

●見舞金・転居費助成金

	遺族見舞金	重傷病見舞金	転居費助成金
対象の犯罪行為	① 日本国又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(交通事故等の過失は含まれない) ② 令和7年4月1日以降に発生したもの		
対象者 ・対象要件	犯罪により亡くなられた被害者の遺族(鶴田町内に住所または居所(以下「居所等」という。)のある方)	犯罪により被害にあったときに、鶴田町内に居所等があり、医師の診断により療養の期間が1か月以上を要する身体の負傷又は疾病を患った方	(被害者本人) 犯罪により被害にあったときに鶴田町内に居所等がある方(被害者の遺族等) 犯罪により亡くなられた被害者と同居し、鶴田町内に居所等がある配偶者又は2親等以内の遺族 (対象となる要件) ① 犯罪により住居が損壊、又は汚損した方 ② 二次被害を受けた方、又は受ける恐れがあるなど、犯罪による被害を受けたときの住居での生活に支障がある方
金額 ・対象経費	30万円	10万円	いずれか少ない額 ① 対象経費の合計額 ② 20万円 ※1つの犯罪につき1回の転居に限る。
支給対象外	① 他の地方公共団体から同種の支給を受けている場合 ② 支給対象者と加害者との間に親族関係があった場合 ③ 支給対象者が犯罪行為を誘発した場合 ④ 支給対象者が暴力団、暴力団員並びにこれらのものと密接な関係を有する者である場合		
申請期限	犯罪被害の発生を知った日から2年を経過するまで 又は当該犯罪被害が発生した日から7年を経過するまで	犯罪行為が発生した日から1年を経過するまで	